

いなほ 79号

◆ 発行：日南町農業委員会 ◆ 編集：広報委員会

日南町農業委員、農地利用最適化推進委員 新体制スタート

日南町議会から同意を得た農業委員10名に、中村町長より辞令が交付されました。その後、協議が行われ、会長には梅林操委員が、職務代理には福田英夫委員が就任しました。

次いで農地利用最適化推進委員9名の委嘱が梅林会長より行われ、総勢19名となる日南町農業委員会が、令和4年5月19日からスタートしました。



▲初総会後の集合写真



▲中村町長より辞令交付



▲梅林会長より委嘱状交付

会長就任のご挨拶



引き続き会長職に就任しました。これまでの経験を基に職責を果すよう尽力してまいります。

日南町は、高齢化が進み高齢化率55%となり、引き継ぎ手の無い農家や農地保全ができない農地が増加しています。さらに、昨年のような米価の下落では農家の生産の意欲も益々低下してしまっていますが、この2月に農業委員会から町長と町議会議長に農家支援のお願いと申し入れをいたしました。その結果、10アール当たり4千円の支援を頂けることとなり、総額約2,700万円がこの6月に農家の皆様へ支払われました。町と議会のご理解に感謝申し上げる次第です。

平成31年に取りまとめた、農家の意向調査を基に令和2年には日南町農業の将来ビジョンを作成し町へ進言しました。その後、農水省は、次々と農地法や農業委員会法の改正を推し進め、農地利用の姿を示した目標地図の素案作成を農業委員会へ求めています。また、農業委員、農地利用最適化推進委員には活動記録の提出や、活動の目標設定と目標達成に向けた点検・評価が求められています。さらに、認定農業者への農地の集積目標を80%とする高い目標を設定しなければならないなど多くの課題を抱えています。中山間地域の日南町では、新規兼業や半農半X等の定住農家を含めた農村形成も必要と考えます。

皆様のご理解とご協力を頂きながら農家に寄り添った農業委員会と成るべく努力してまいりますので一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

～ 農業や農地に関するご相談等、お気軽にご連絡ください ～

農業委員（議席番号順、氏名の下段は担当地区です）（敬称略）

農業委員とは、農業に関する識見や熱意を有し職務を適切に行うことができる者のうちから町長が議会の同意を得て任命します。任期は3年間（令和7年5月18日まで）です。



足立 福子
阿毘縁・下阿毘縁



天崎 直幸
河上・宮内・矢戸・
上三栄・下三栄・
丸山・霞・生山



木山 篤志
笠木・福寿実・福万来
・茶屋・佐木谷



嶋川 克寿
中石見・下石見・
三吉



加藤 幸児
折渡・印賀・宝谷・
菅沢



塩見 真由美
花口・神戸上・
上石見



足立 進也
阿毘縁・下阿毘縁



糸田川 啓
多里・湯河・新屋・
萩原・上萩山



福田 英夫
福塚・神福・豊栄



梅林 操
河上・宮内・矢戸・
上三栄・下三栄・
丸山・霞・生山

農地利用最適化推進委員（氏名の下段は担当地区です）（敬称略）

農地利用最適化推進委員とは、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農業委員会が委嘱します。任期は農業委員の任期満了の日までです。



新田 和之
多里地域



丸山 栄人
石見地域



難波 豊治
石見地域



山本 昌樹
福栄地域



倉光 伸也
日野上地域



岸 幸利
阿毘縁地域



坪倉 幹也
山上地域



妹尾 重寿
山上地域



藤原 恵司
大宮地域

農地パトロールを実施します

農地利用の確認や遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用の発生防止・早期発見を目的として、今年も農地パトロールを実施します。

7月下旬から8月末にかけて町内全域を対象に実施する予定です。詳しい日程が決まり次第、ちゃんねる日南や町ホームページなどでお知らせします。

農地へ立ち入ったり、お話を伺ったりする場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

農地パトロールのながれ

地区ごとに農業委員、推進委員が、耕作の状況などを見回りながら「遊休農地（荒廃農地）」になっていないか確認します。
あわせて、山林・原野化している土地（非農地）も調査します。

「遊休農地」とは…

- ・1年以上耕作されておらず、今後も耕作がされないと見込まれるような農地
- ・周辺の農地と比べて著しく低利用となっている農地

「遊休農地」と判断された場合、農地の所有者などに今後の利用について利用意向調査を行います。利用意向調査後、6カ月を過ぎても農業上の利用が図られない場合は、農地の所有者などへ、農地中間管理機構との協議等を勧告する場合があります。

※勧告された場合、その農地の固定資産税額が約1.8倍になる場合があります。



非農地証明について

非農地とは

土地登記簿の地目が農地（田、畑など）であるにもかかわらず、その現状が農地以外の土地になっているもののことです。

一定の条件（農地法施行以前に転用されたもの、災害によって耕作できなくなった場合、20年以上農地として活用していない場合など）を満たしている場合、現況が農地でないと認められたものについては非農地としての証明書を発行しています。この証明書をもって法務局で手続きをすることで、登記簿の地目変更等の登記をすることができます。

非農地証明書の発行にあたって

農業委員会で現地確認など必要な調査を行います。その後、農業委員会総会の審査を経て発効しています。なお、審査の結果、違反転用と認められるものについては、その旨を回答し、適切な措置や指導を行う場合があります。

申請される場合には、添付書類などの再提出をお願いする場合がありますので、余裕を持って準備いただきますようお願いいたします。

独立行政法人農業者年金基金より

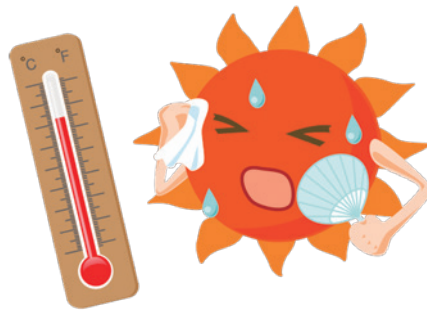
現況届提出のお願い

毎年、年金受給権者の方が年金を受給する資格があるか否かについて確認しているものです。該当の方あてにお知らせが届きますので、必要事項を記入・署名のうえ、7月中に農業委員会に提出してください。

※提出がなかった場合は、年金の支払いが差し止めされる場合がありますのでご注意ください。

農業者年金

若いうちから! 女性にも! 節税対策にも!



農作業中の熱中症にご注意ください!

気温が上がると、農作業中に熱中症となる方が急増しています。

1. 日中の気温の高い時間帯を外して作業をしましょう。
2. なるべく2人以上で作業し、体調の異常がないか声をかけあいましょう。
3. のどがかわいていなくても20分おきに水分補給をしましょう。
4. 屋外やハウスで人と十分な距離が確保できる場合にはマスクをはずすようにしましょう。

長い間、お疲れ様でした

この度の改選により、次の方々が農業委員、農地利用最適化推進委員を退任されました。地域の農業振興と農業委員会活動にご尽力をいただき、ありがとうございました。

○農業委員

奥迫静子（2期）、岩田 正（3期）、浅田昭弥（3期）、絹谷澄雄（9期（会長2期含））、内田章久（4期）、稲田洋子（1期）、吉川 保（3期）

○農地利用最適化推進委員

田辺智寛（2期）、青戸勝美（2期）、梅林 剛（1期）

（敬称略）

〔編集後記〕

改選後初となる広報誌「いなほ」の発行にあたり、広報委員も新たな顔ぶれでスタートすることとなりました。地域農業のお役に立てる広報誌となるよう努力してまいります。お気軽に、ご意見やご感想をお寄せいただきますようお願いいたします。

広報委員会委員長 足立進也 委員 梅林 操・天崎直幸・木山篤志

◆農業委員会だより「いなほ」に関するお問い合わせは日南町農業委員会事務局へ◆

〒689-5292 鳥取県日野郡日南町霞800番地 TEL：0859-82-1902 FAX：0859-82-1478